

# 延暦寺会館利用約款

## (本約款の適用)

- 第1条 1 当館の締結する利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

## (宿泊引受けの拒絶)

- 第2条 当館は、次の場合には、利用の引受けをお断りすることがあります。
- ① 利用申込みが、この約款によらないものである時
  - ② 満室（員）により客室に余裕がないとき
  - ③ 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
  - ④ 利用しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき
  - ⑤ 利用に関し特別の負担を求められたとき
  - ⑥ 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により利用させることができないとき
  - ⑦ 滋賀県旅館衛生措置基準等に関する条例第6条の規定する場合に該当するとき

## (氏名等の明告)

- 第3条 当館は、利用日に先だつ利用の申込み（以下「利用予約の申込み」という。）をお受けした場合には、期限を定めて、その利用予約の申込みに対して次の事項の明告を求めることがあります。
- ① 利用者の氏名、性別、国籍及び職業
  - ② その他当館が必要と認めた事項

## (予約金)

- 第4条 1 当館は、利用予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、利用期間（利用期間が3日を越える場合は3日間）の利用料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額は返還します。

## (予約の解除)

- 第5条 1 当館は、利用予約の申込み者が、利用予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところのより、違約金を申し受けます。
- ① 予約の全部を取り消された場合の取消料

予約人数	取消通知日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
1～14名		100%	100%	50%	30%	20%						
15～30名		100%	100%	50%	30%	20%	20%					
31～100名		100%	100%	70%	50%	30%	20%	20%	20%	10%		
101名以上		100%	100%	70%	50%	30%	20%	20%	20%	15%	15%	10%

- ② 予約人数の減員の場合の取消料

予約申込み人数	取消人数	予約申込人数に対して最終的な利用人数の割合	取消料
100名未満の場合	20%以内のとき		無料
	20%を超えるもの	50%未満のとき	10%以上の人員について上記表の相当額
		50%以上のとき	20%以上の人員について上記表の相当額の30%
100名以上の場合	20%以内のとき		無料
	20%を超えるもの	50%未満のとき	10%以上の人員について上記表の相当額
		50%以上のとき	20%以上の人員について上記表の相当額の30%

- 2 当館は、利用者が連絡しないで利用日当日の午後8時（予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着されないときは、その利用予約は申込者により解除されたものとみなし処理する事があります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、利用者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸期間の不着又は遅延その他宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることを照明したときは、第1項の違約金はいただきません。

- 第6条 1 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には利用予約を解除することができます。
- ① 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき
  - ② 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
  - ③ 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
- 2 当館は、前項の規定により利用予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

## (利用の登録)

- 第7条 利用者は、利用日当日当館の玄関帳場（フロント）において次の事項を当館に登録ください。
- ① 第3条第1号の事項
  - ② 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
  - ③ 出発日及び時刻
  - ④ その他当館が必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

- 第8条 1 利用者が当館の客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時00分とします。  
2 当館は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
- ① 正午(12:00)まで 室料の3分の1
  - ② 16:00まで 室料の2分の1
  - ③ 16:00以降 室料の全額

(営業時間等)

- 第9条 1 当館の施設の営業時間は、次のとおりとします。
- ① 食堂又は客室における食事提供時間  
朝食 7:00～8:30  
昼食 11:30～14:00  
夕食 18:00～20:00
  - ② ルームサービス提供時間 7:00～21:30
- 2 第1項の時間は、臨時に変更することがあります。  
3 団体利用の場合は、上記の限りではありません。当館より別途時間を指定させていただきます。

(料金の支払)

- 第10条 1 料金の支払は、通貨又は当館が認めた旅行小切手、クーポン券若しくは当館と契約のあるクレジットカードにより、利用者の出発の際又は当館が請求したとき当館玄関帳場(フロント)において行っていただきます。  
2 利用者が客室の使用を開始したのち任意に利用しなかったばあいにおいても利用料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

- 第11条 利用者は、当館内において、当館が定めて当館に掲示した利用規則に従っていただきます。

(利用継続の拒絶)

- 第12条 当館は、お引受けした利用期間中といえども、次の場合には、利用の継続をお断りすることがあります。
- ① 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき
  - ② 前条の利用規則に従わないとき

(当館の責任)

- 第13条 1 当館の利用に関する責任は、利用者が当館の玄関帳場(フロント)において利用の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、利用者が出発するため客室をあけたときに終わります。  
2 当館の責に帰すべき理由により利用者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その利用者に同一または類似の条件による他の施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の利用料金を含むその後の利用料金はいただきません。  
3 当館は利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、または、それらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。  
4 当館は消防機関からセーフティーマークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しています。

(寄託物等の取扱い)

- 第14条 1 利用者がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。但し現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、利用者がそれを行わなかったときは、当館は、5万円を限度としてその損害を賠償します。  
2 利用者が当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。但し、利用者から予め種類及び価格の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き5万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(利用者の責任)

- 第15条 利用者の故意又は過失によって当館が損害を被ったとき、当該利用者は、当館に対し、その損害を賠償していただきます。

眺望と精進料理のやどり  
**延暦寺会館**

郵便番号 520-0116  
大津市坂本本町4220  
077-578-0047 (代表)